

# 長野工業高等専門学校学生懲戒規則

制 定 令和7年3月27日

## (趣旨)

第1条 長野工業高等専門学校学則第36条の規定に基づき、学生の懲戒及び学生の指導（以下「懲戒等」という。）について必要な事項を定める。

## (基本理念)

第2条 懲戒等は、学生への教育の一環として、学生の反省を促し、自己管理能力の育成とともに成長する機会とすることを目的として行うものとする。

## (懲戒の対象行為)

第3条 懲戒の対象となり得る行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校秩序を乱す行為
- (2) 試験不正行為
- (3) 交通違反・事故
- (4) 犯罪行為又は犯罪未遂行為
- (5) 本校の名誉又は信用を失墜させる行為
- (6) その他、学生の本分に反する行為

## (懲戒等の種類)

第4条 懲戒の種類及び内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 退学 本校の学生としての身分を失わせる。
  - (2) 停学 有期又は無期の期間を設定し、その間の登校及び学生寮への立ち入りを禁止して自宅謹慎させる。ただし、必要があると認められる場合は登校を指示し、指導することができる。
  - (3) 訓告 行為について反省を求め、注意を与えて将来を戒める。
- 2 前項に規定するものの他、懲戒処分に至らないが不問に付することが適当でない行為に対しては、説諭又は嚴重注意により反省を促すこととする。

## (懲戒の量定)

第5条 懲戒の標準的な量定は別表のとおりとする。ただし、具体的な量定の決定に当たっては、対象となる行為の動機、結果や対応、故意・過失の度合い、他の学生や社会に与える影響及び日頃の態度等も含め総合的に勘案する。

- 2 前項の規定にかかわらず、標準的な量定に掲げられていない懲戒の対象となる行為については、標準的な量定に照らして判断し、相当の懲戒処分を行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、懲戒の対象行為が複数ある場合、悪質性が高い場合、過去に懲戒処分を受けている場合又は社会に及ぼす影響が大きいと認められる場合は、処分を加重する。

(事案の調査)

第6条 学生主事は、懲戒等の対象となり得る事案が生じた場合、学生主事補及び学生支援委員のうち2名以上の者（以下「調査担当者」という。）に対して調査を指示する。

- 2 前項の調査担当者には、原則として、懲戒等となり得る行為を行った学生（以下「当該学生」という。）の学級担任等を含むものとする。ただし、当該学生が専攻科生の場合は、この限りではない。
- 3 当該学生から、調査の際に付添人を同席させるよう求めがあった場合は、これを認める。
- 4 学生寮内で発生した事案に関する調査は、寮務主事等寮務関係教員の協力を得て行うものとする。
- 5 調査担当者は速やかに調査を行い、その結果を学生主事へ報告する。なお、調査結果が不十分であると学生主事が判断する場合、学生主事は調査担当者又は調査担当者に新たに指名する者を加えて、さらなる調査を指示する。
- 6 学生主事は前項の報告に基づき、校長へ調査結果を報告する。

(弁明の機会の提供)

第7条 調査担当者は、事案の調査の際に、当該学生に弁明の機会を与えなければならない。ただし、弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じない場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒等処分の決定)

第8条 懲戒等処分は、第6条第5項の報告を基に学生支援委員会の議を経て校長が決定する。ただし、校長が全校的に対処することが必要と認めた場合は、本校リスク管理室において決定する。

- 2 学生主事は、懲戒等処分を行った場合は、直近の執行会議に報告する。

(懲戒処分の申し渡し)

第9条 校長は、第4条第1項に規定する懲戒処分を決定した場合は、原則として保護者同席の下、当該学生に口頭及び文書により処分理由・内容を申し渡すものとする。

- 2 懲戒処分の申し渡しは、校長が、学生主事及び学級担任（停学処分学生が専攻科生の場合は、専攻長。以下「学級担任」という。）が立会いの上、当該学生に対して行う。
- 3 校長は、事案の内容を考慮した上で、懲戒処分の申し渡しを学生主事に委任することができる。

(不服申し立て)

第10条 懲戒処分の申し渡しを受けた学生は、申し渡しを受けた日から14日以内に、

校長に対して文書で不服申立てをすることができる。

- 2 校長は、懲戒処分を受けた学生から不服申立てがあった場合には、速やかに不服審査委員会を設置しなければならない。
- 3 不服審査委員会は、当該懲戒処分の決定に関わった者以外から、校長が指名する副校長を含む教職員3名から5名で構成する。
- 4 不服審査委員会の委員長は、副校長が務める。
- 5 学生主事は、不服審査委員会に対して当該学生の処分事由及び処分決定の経緯について説明しなければならない。
- 6 不服審査委員会は、不服申立てがあった日から原則として14日以内に審査を終結させ、その結果を校長に報告する。

（不服申立てに対する決定）

- 第11条 校長は、不服審査委員会による審査報告を受け、不服申立てに対する決定を行う。
- 2 前項の決定は、原則として校長が保護者等立ち合いの上、文書をもって対象学生に通知するものとし、決定に対する再度の申立ては認めない。

（停学期間中の指導）

- 第12条 停学処分を受けた学生（以下「停学処分学生」という。）への指導の内容は、以下のとおりとする。
- （1）停学生活日誌の作成
  - （2）その他校長が必要と認める課題図書読書の読書、課題等の実施（以下「その他課題」という。）
- 2 学級担任は、停学生活日誌の内容及びその他課題の進捗状況を確認するとともに、停学処分学生に対して必要な指導を行う。
  - 3 学級担任は、停学期間終了後速やかに、停学生活日誌及びその他課題とともに停学期間中の指導状況を学生主事へ報告するものとする。

（停学処分の解除）

- 第13条 有期の停学処分は、停学期間の満了をもって停学を解除することとする。
- 2 学生主事は、無期の停学処分について、停学処分学生の停学期間中における生活態度、反省の度合い、学習意欲等を総合的に勘案して、当該処分を解除することが相当であると認めるときは、学生支援委員会へ当該処分の解除を付議する。
  - 3 校長は、前項の学生支援委員会の議を経て、当該処分の解除を決定する。
  - 4 無期の停学処分の解除の際は、停学処分学生の復学が周囲へ与える影響を考慮し、必要な範囲内において、関係する学生等に対して、事前に停学解除日を通知するものとする。
- 第14条 校長は、前条第3項により無期の停学処分の解除を決定した場合は、原則として保護者同席の下、無期停学処分解除通知書（以下「処分解除通知」という。）により処分の解除を通知するものとする。

- 2 処分解除通知の交付は、校長が学生主事及び学級担任が立会いの上、停学処分学生に対して行う。
- 3 校長は、必要に応じて処分解除通知の交付を、学生主事に委任することができる。

(懲戒等と学籍異動)

- 第15条 当該学生から懲戒等の決定前に退学の願い出があった場合、原則として、これを受理しないものとする。
- 2 停学処分学生から当該停学期間を含む休学の願い出があった場合には、これを受理しないものとする。
  - 3 休学中の学生が停学となった場合、停学期間の開始日は原則として当該休学期間満了日の翌日とする。

(逮捕・勾留時の取扱い)

- 第16条 校長は、当該学生が逮捕・勾留され、当人に接見することができない場合において、当該学生の罪状の是認、否認にかかわらず、懲戒処分の手続きを開始することが妥当であると判断した場合は、捜査の推移等を考慮し、懲戒処分を行うことができるものとする。

(自宅謹慎)

- 第17条 学則第36条に規定する懲戒の対象とする行為の事実が明白であると認めるときは、懲戒処分の決定前に、学生主事の判断により当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。この場合において、自宅謹慎中の期間は停学期間に算入することができる。

(事務)

- 第18条 学生の懲戒等処分に関する事務は、学生課が行う。

附 則 (令和7年3月27日 制定)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校学生の懲戒に関する規則(令和元年6月21日制定)及び長野工業高等専門学校における学生の懲戒に係るガイドライン(令和元年6月20日執行会議承認)は廃止する。

別表（第5条第1項関係）

懲戒等の標準的な量定（代表的な懲戒対象行為を類型化したもの）

| 行為区分         | 行為の種別                                                       | 懲戒の種類     |
|--------------|-------------------------------------------------------------|-----------|
| 学校秩序を乱す行為    | 20歳未満の飲酒・喫煙行為（校外での行為を含む）                                    | 停学又は訓告    |
|              | 20歳未満と知りながら飲酒を勧める行為                                         | 停学又は訓告    |
|              | 飲酒を強要し，アルコール飲料の一気飲み等が原因となり，死に至らしめた行為，又は健康被害を与えた行為           | 退学，停学又は訓告 |
|              | 本校が管理する建造物又は器物の損壊                                           | 停学又は訓告    |
|              | 本校が管理する建造物への不法侵入又は不正使用                                      | 停学又は訓告    |
|              | 本校内における暴力行為・授業妨害                                            | 退学，停学又は訓告 |
|              | ハラスメント・いじめ等人権侵害に当たる行為                                       | 退学，停学又は訓告 |
|              | 無許可の悪質な物販行為                                                 | 停学又は訓告    |
|              | 喫煙・車両・ゲーム等違反（複数回の違反）                                        | 停学又は訓告    |
| 試験不正行為       | 本校が行う試験等におけるカンニング行為                                         | 停学        |
|              | 本校が行う試験等において監督者の注意又は指示に従わなかった場合                             | 訓告        |
| 交通違反・事故      | 死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合でその原因が無免許運転，飲酒運転，暴走行為等の悪質な場合 | 退学        |
|              | 人身事故を伴う交通事故を起こした場合でその原因が無免許運転，飲酒運転，暴走行為等の悪質な場合              | 退学又は停学    |
|              | 人身事故を伴う交通事故を起こした場合でその原因が過失の場合                               | 停学又は訓告    |
|              | 無免許運転，暴走行為等の悪質な交通違反                                         | 停学又は訓告    |
| 犯罪行為又は犯罪未遂行為 | 殺人，強盗，強姦，放火傷害等の凶悪な犯罪行為                                      | 退学        |
|              | 窃盗(万引きを含む)，詐欺，恐喝，過失致死，過失傷害及び暴力行為等の犯罪行為                      | 退学，停学又は訓告 |
|              | 賭博，住居侵入等の他人を傷害するに至らない犯罪行為                                   | 退学，停学又は訓告 |
|              | 痴漢，のぞき見行為等の犯罪行為                                             | 退学，停学又は訓告 |
|              | 薬物犯罪行為                                                      | 退学又は停学    |

|  |                                 |           |
|--|---------------------------------|-----------|
|  | コンピュータ・ネットワークの不正使用等ネットワーク上の不正行為 | 退学，停学又は訓告 |
|  | ハラスメント・いじめ等に起因する犯罪行為，又はストーカー行為等 | 退学，停学又は訓告 |